

長 建 協 発 第 290 号
平成 25 年 9 月 24 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進が図られてきたところであります。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、国土交通省では、平成 25 年度においても、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、標記月間を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととなりました。

つきましては、月間中における取引の適正化に関する積極的な取組等について、同省土地・建設産業局長より別添のとおり要請がまいっておりますのでご協力下さるようお願い申し上げます。